

神戸常盤大学後援会会則

- 第 1 条 本会は神戸常盤大学後援会と称し、事務所を神戸常盤大学内に置く。
- 第 2 条 本会は神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学の教育事業を援助し、神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学の充実発展を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 教育上必要な施設・設備の充実及び研究の援助
 - 2 学生並びに教職員の福利厚生に関する援助
 - 3 その他必要と認めた事項
- 第 4 条 本会は神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学の学生の父母、又はこれに代わる者をもって組織する。
- 第 5 条 本会は次の役員を置く。
- | | | | | | |
|------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 会 長 | 1 名 | 副会長 | 2～3 名 | 監 査 | 2 名 |
| 常任委員 | 若干名 | 委 員 | 若干名 | | |
- 第 6 条 本会は総会に代えるに委員会をもってすることが出来る。
- 第 7 条 委員は会員の中より選出し、会長、副会長、監査、常任委員は委員の互選によって定める。
- 第 8 条 役員は任期は一年とし、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。但し役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。なお、再選は防げない。
- 第 9 条 委員会は年度初に開催し、予算、決算、事業計画その他必要な事項を協議、決定する。またその他必要のあるときは随時開催する。
- 第 10 条 本会に顧問若干名を置くことが出来る。顧問は学長、歴代会長、副会長、監査及び学識経験者の中より推薦し、委員会の決議を経て委嘱する。
- 第 11 条 本会に参与若干名を置き、神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部教職員の中よりこれを推薦する。
- 第 12 条 参与は委員会の協議に参加することが出来る。
- 第 13 条 本会の庶務、会計を処理するため、神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部事務局職員の中より事務係を委嘱する。
- 第 14 条
- 1) 本会の経費は会員の会費その他の寄付金をもって支弁する。
 - 2) 本会の会費は一年分 12,000 円とする。納入は半期毎 (6,000 円) とする。
- 第 15 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。毎年度のはじめに事業及び会計の報告を行う。
- 第 16 条 本会則の変更には委員会の決議を要する。

(附 則) この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則) この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。